

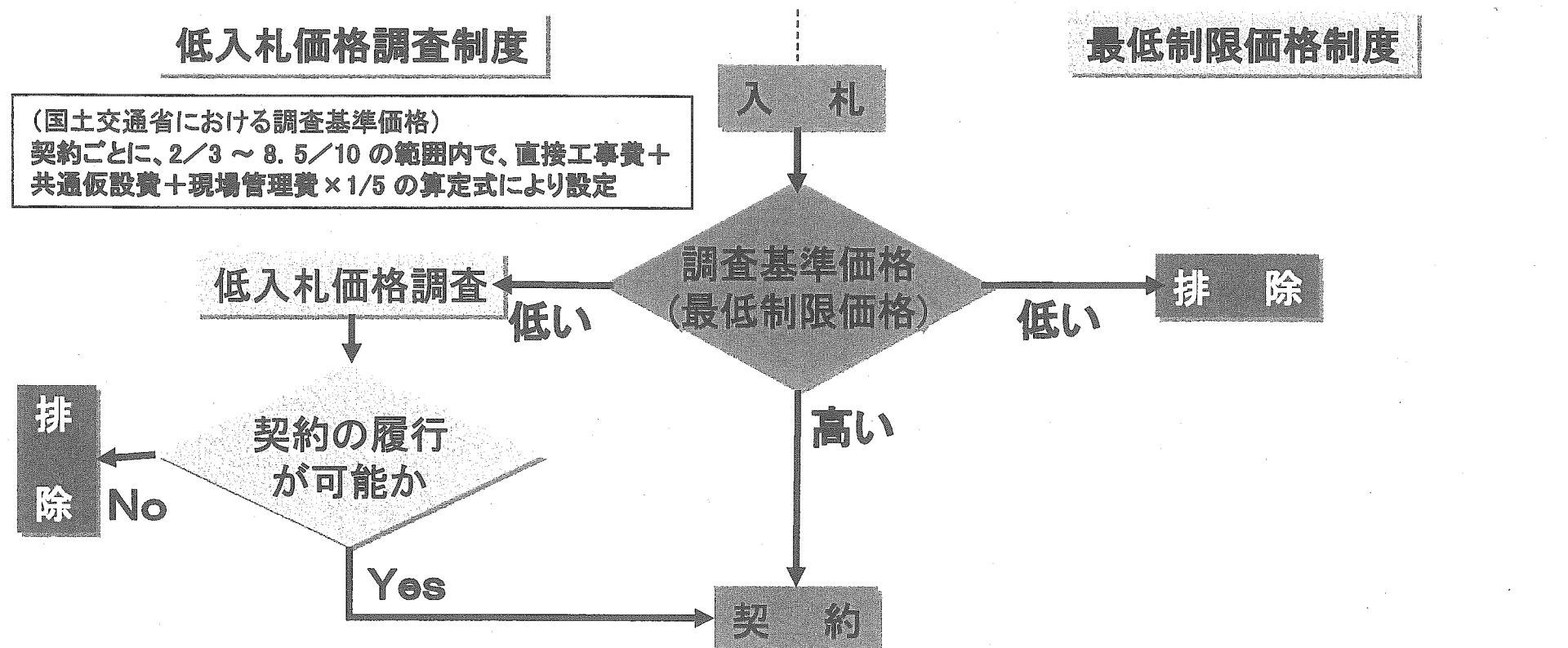
山陽小野田市の建設工事に係る入札について

H28.6.1更新

項目	内 容	備 考
仕様書等に関する質問	「工事内容質問書」により受け付けます。	
工事費内訳書	設計書の本工事費内訳表に記載のある工種及び金額が表示されたもの(任意様式で、「工事費内訳書の取扱いについて」の様式例を参考のこと。)を入札書の提出と同時に提出してください。	工事費内訳書の不備で無効となる入札 ①入札時に工事費内訳書が提出されていないもの ②商号又は名称、住所及び工事名が確認できないもの ③押印がないもの ④工事費内訳書中の工事価格と入札金額が一致していないもの ⑤値引きの記載があるもの ⑥その他明らかな不備があるもの
事後公表化に伴う不正行為の防止対策	事業者が、予定価格や最低制限価格等を知るために、職員に質問や確認を行ったり、威力や金銭等を用いて聞き出すなどの働きかけを行った場合は、その事業者に対し厳しい措置(指名停止措置等)を課すとともに、これに応じた職員も厳しく処分します。	
調査基準価格	<p>判断基準額の設定なし</p> <p>【算定基準】 予定価格の算出の基礎となった直接工事費の95%+共通仮設費の90%+現場管理費の90%+一般管理費の55%</p> <p>【上限】 予定価格(税抜) × 90%</p> <p>【下限】 予定価格(税抜) × 70%</p> <p>※千円単位(千円未満切捨)で設定</p>	<p>【対象】 管工事 電気工事 機械器具設置工事 解体工事</p> <p>※「判断基準額の設定なし」を入札通知に記載</p> <p>※事後公表</p>
最低制限価格	<p>判断基準額の設定あり</p> <p>調査基準価格(千円未満切捨) × 98%</p> <p>※千円単位(千円未満切捨)で設定</p>	<p>【対象】 総合評価競争入札 とび・土工・コンクリート工事、鋼構造物工事、ほ装工事、塗装工事、防水工事、造園工事 等</p> <p>※「判断基準額の設定あり」を入札通知に記載</p> <p>※判断基準額未満の入札は、当該契約の内容に適合した履行がなされないとみなし、不落札とする。</p> <p>※事後公表</p>
予定価格の公表	予定価格が500万円以上の工事の入札は入札後に公表、他の工事は入札前に公表	

低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の概要

競争入札を行った場合、予定価格の範囲内で最低の価格で入札をした者と契約することが、会計法及び地方自治法の原則となっているが(最低価格自動落札)、例外として、低入札価格調査制度及び最低制限価格(地方公共団体のみ)により、契約の適切な履行がなされない懸念がある場合には、これを契約から排除することとされている。



○会計法 § 29の6 (契約の相手方)

- ・予定価格の制限の範囲内の最低価格者と契約
- ・ただし、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の次順位者との契約

○予決令 § 85

- ・契約の履行されないおそれがあると認められる場合の基準を作成

○地方自治法 § 234 (契約の締結)

- ・予定価格の制限の範囲内の最低価格者と契約
- ・ただし、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の次順位者との契約

○地方自治法施行令 § 167の10第2項

- ・予め最低制限価格を定め、最低制限価格以上の価格者と契約可能

住みたい 住んでよかった 魅力いっぱい 元気な浜田

～豊かな自然、温かい人情、人の幹を大切にするまち～



岩本信子議員

資料3

[ホーム](#) [入札・産業支援情報（事業者の方へ）](#) [入札](#) [入札制度等](#) [低入札価格調査制度及び最低制限価格制度](#)

低入札価格調査制度及び最低制限価格制度（H28.7.1以降）

2016年9月6日

制度の概要

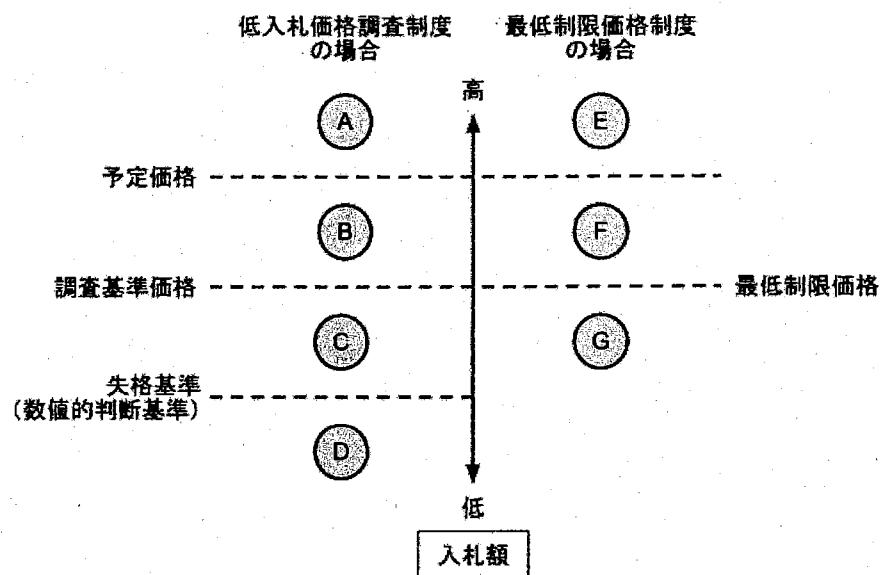
低入札価格調査制度

あらかじめ設定された「調査基準価格」を下回る入札があった場合に、その入札価格で適正な履行が可能であるか否かについて調査した上で落札者を決定する制度です。

最低制限価格制度

あらかじめ設定された「最低制限価格」を下回る入札があった場合に、その入札者を失格とする制度です。

イメージ図



最低入札額がA又はEの場合	予定価格に達していないため入札打ち切り
最低入札額がB又はFの場合	落札
最低入札額がCの場合	適正な施工が可能であるか否かについて調査した上で落札者を決定
最低入札額がD又はGの場合	失格

各制度の対象

低入札価格調査制度を適用する入札

- (1) 請負対象額（市の設計額のこと。消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）が2,500万円以上の工事、その他市長が必要と認める工事
- (2) 測量、建設コンサルタント、地質調査、補償コンサルタント業務（以下「建設コンサルタント業務等」という。）
- (3) 庁舎、市管理施設等の清掃及び生活路線バス、通学バス、予約型乗合タクシー等の運行業務（以下「業務委託」という。）

最低制限価格制度を適用する入札

- (1) 請負対象額が2,500万円未満の工事

調査基準価格および最低制限価格の算定方法

調査基準価格・最低制限価格の算定方法は下表のとおりです。

建設工事・建設コンサルタント業務等

区分	(1)	(2)	(3)	(4)	調査基準価格 最低制限価格	
工事	直接工事費 の95%	共通仮設費 の90%	現場管理費 の90%	一般管理費等 の55%	(1)～(4)の合計額 上限：請負対象額の90% 下限：請負対象額の80%	
業務	測量	直接測量費	測量調査費	諸経費の45%	(1)～(3)の合計額	
	建築 コンサルタント	直接人件費	特別経費 (構造適合判定 手数料除く)	技術経費の 50%	(1)～(4)の合計額	
	土木 コンサルタント	直接人件費	直接経費	その他原価の 75%	(1)～(4)の合計額	
	地質 調査	一般調査業 務	直接調査費	間接調査費	諸経費の45%	(1)～(3)の合計額
	解析等調査 業務	直接人件費	直接経費	その他原価の 75%	一般管理費等 の45%	(1)～(4)の合計額
	補償 コンサルタント	直接人件費	直接経費	その他原価の 75%	一般管理費等の 45%	(1)～(4)の合計額

- 上記項目に区分しがたい場合は請負対象額の80%を調査基準価格・最低制限価格とします。
- 千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とします。

業務委託（建設コンサルタント業務等は除く。）

区分	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	調査基準価格
業務委託	直接人件費 の90%	直接物品費 の50%	業務管理費 の50%	一般管理費等 の50%	左記以外の 経費の50%	(1)～(5)の合計額 上限：請負対象額の90% 下限：請負対象額の70%

- 千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とします。
- 直接人件費に90%を乗じた額が、島根県の最低賃金により算出した額以下となる場合は、最低賃金により算出した額とします。

詳細については、本ページ下の関連情報「業務委託における低入札価格調査制度の試行導入について」をご確認ください。

低入札価格調査制度における失格基準（数値的判断基準）

失格基準を設定する入札